

窓口での本人確認の方法

(松山市ホームページ「各種証明書の交付の請求時における本人確認」より抜粋)

本人確認書類 [A] は一種類、本人確認書類 [B] は二種類以上を提示してください。

本人確認書類 [A]

有効期限内のもので、官公庁が発行した顔写真付きのものをご用意ください。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・住民基本台帳カード（顔写真あり）
- ・身体障害者手帳
- ・小型船舶操縦免許証
- ・在留カード
- ・運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降の交付のもの）
- ・療育手帳など法律で定められたもの

本人確認書類 [B]

有効期限内のもので、二種類以上をご用意ください。

- ・健康保険証
- ・住基カード（顔写真なし）
- ・年金手帳年金証書
- ・各種医療受給者証
- ・運転経歴証明書（平成 24 年 3 月 31 日以前の交付のもの）
- ・介護保険証
- ・保護受給証明書など官公署等発行のもの
（「氏名 + 生年月日」または「氏名 + 住所」の記載があるもの）

【補足】

本人確認書類 [A] がなく、本人確認書類 [B] も一種類しかない場合、本人確認書類 [B] 二種類のうち一種類を以下のものに替えることができます。

- ・社員証や学生証など本人の顔写真が貼付された官公署等以外発行のもの
- ・官公庁発行の本人宛郵便物
- ・氏名及び住所の記載された公共料金の領収書

※マイナンバー（個人番号）の「通知カード」は本人確認書類としては使えません。